

2.2.4 研究活動と研究環境（文学部・文学研究科 共通）

2.2.4.1 研究環境

＜2003年度に設定した目標＞

1. 教員の研究成果の発表の促進
2. 大学院生・研究員の研究成果発表の場の提供
3. 学内外の規制に沿った動物実験の適正な実施
4. 人を対象とした研究に関する倫理的な規程の整備

【評価項目 9-1-3】 研究上の成果の公表、発信、受信等

（選択要素）研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

（選択要素）国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

（現状の説明）

研究論文・研究成果の公表を支援するための文学部・文学研究科独自の措置としては、以下のものが挙げられる。まず、文学部・文学研究科の専任教員によって組織される「関西学院大学人文学会」が紀要『人文論究』を発行し、専任教員ならびに大学院生・研究員が研究成果を論文として公表する場を提供している。『人文論究』は各年度1巻（4号）が発行されており、各号には論文が約10篇掲載されている。2004年度で54巻となる歴史ある紀要である。

また、文学部各専修・文学研究科各専攻などを単位として、『哲学研究年報』『美学論究』『教育学科研究年報』『臨床教育心理学研究』『関西学院史学』『関学西洋史論集』『日本文藝研究』『関西学院大学 英米文学』『年報・フランス研究』『KGゲルマニスティク：関西学院大学文学部ドイツ文学科研究室年報』などの紀要が発行されており、専任教員だけでなく、大学院生・研究員の研究成果発表の場となっている。

なお、国内の大学・研究機関の研究成果については、文学部各専修・文学研究科各専攻に設けられている共同研究室単位で、国内の大学・研究機関の紀要を受入れ、必要に応じて閲覧可能なように保管している。海外の研究情報については、例えば、教育学におけるERICや、心理学におけるPsycINFOなど、国際的な論文データベースを活用できる環境が整えられている。

（点検・評価の結果）

各種の紀要については活発に発行されており、専任教員だけでなく、大学院生や研究員などの若手研究者の発表の場として有効に活用されている。また、他大学・研究機関からの紀要受入れについても、各共同研究室単位で適切に行われている。国際的な情報入手のための論文データベースに関しても、専任教員・大学院生・研究員は十分に活用している。

研究環境に関する問題点としては、研究成果を書籍として発表する場合の助成金や内外の学会で発表するための補助が、大学院生・研究員にはないことである。また、データベースについては、その価格の面から、契約上、学部学生が使用できないものがあり、卒業

研究などに若干の不便が生じている。

(改善の具体的方策)

専任教員については大学単位で研究費や旅費、各種の助成・補助制度があるが、大学院生・研究員にそうした制度がないことは、将来の研究者養成の面から問題があると思われる。大学全体としての制度が未整備であるならば、文学部独自の制度を設ける可能性を探るべきかもしれない。例えば、人文学会の組織・予算を利用することが考えられる。

【評価項目 9-1-4】 倫理面からの研究条件の整備

- (選択要素) 倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内の規制システムの適切性
- (選択要素) 医療や動物実験のあり方を倫理面から担保することを目的とする学内的な審議機関の開設・運営状況の適切性

(現状の説明)

文学部および文学研究科では、総合心理科学科・心理学専攻・教育学専攻において、人を対象とした実験・調査・臨床研究、そして動物実験が行われている。それらの研究については、国の各種法令や各教員が所属する学会が設けた倫理綱領・基準に従って、倫理的に問題がないように実施されている。特に、動物実験に関しては、国の「動物の愛護及び管理に関する法律」「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」および兵庫県の「動物の愛護及び管理に関する条例」に従うとともに、同条例第25条や「動物の愛護及び管理に関する条例施行規則」に基づき兵庫県知事に届出を行い、動物の適正な飼養及び保管に関して兵庫県が開催する講習会に、動物実験施設の管理責任者である専任教員が毎年出席している。また、学内に設けられた動物実験管理規程にしたがい、年度ごとに関西学院大学動物実験委員会に報告書を提出している。

なお、現在のところ、人および動物を対象とした研究において法的に問題となるようなテーマに関与している教員・大学院生・研究員はいない。

(点検・評価の結果)

動物実験に関しては、学内外に存在する規制にしたがって適正に実施されている。人を対象とした実験・調査・臨床研究についても、国の法令や諸学会の基準にしたがって行われているが、学内では規程や審議機関がないため、教員や大学院生・研究員の個人的判断に基づいてそれは行われている。このため、将来的に倫理的問題が生じる可能性がまったくないとは言えず、問題が生じた場合の対処制度も不備である。

(改善の具体的方策)

倫理問題に関しては、全学的レベルで規程や審議機関を設ける必要がある。文学部・文学研究科としてもそのような規程案の作成や審議機関の設置に協力し、成立後は所属する教員・大学院生・研究員は規程に従うとともに、学部学生にも倫理的事項の指導を行う必要がある。また、専任教員は審議会運営に関わる必要があろう。